

熊本市老人福祉センター条例の一部改正について

熊本市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定管理者の指定の手續)」を付し、同条第1項中「による指定」の次に「(熊本市西里老人福祉センターに係る指定を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 市長は、指定管理者にセンター(熊本市西里老人福祉センターに限る。

以下この条において同じ。)の管理を行わせようとするときは、センターの設置目的を効果的に達成できる団体であって前条第2項に掲げる基準を満たすものを指定管理者の候補者として選定しなければならない。

2 前項の規定による選定の対象とされた団体が指定管理者の指定を受けようとするときは、指定の申請書及びセンターの事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

西里老人福祉センターに係る指定管理者の選定方法に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。